平成３０年（再ロ）第１号

岐阜県可児市みずき ケ丘２丁目95番地

再生債務者　角川　仁志

1　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成30年７月９日まで

4　一般異議申述期間　平成30年７月17日から平成30年７月23日まで

岐阜地方裁判所御嵩支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成３０年（再ロ）第５号

福岡市南区弥永２丁目２番10―201号

再生債務者　池田　英樹

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月21日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年６月29日まで

平成30年６月５日

福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（再ロ）第１号

相模原市南区若松１丁目19番３号

再生債務者　岡田　稔

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月30日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年６月８日まで

平成30年６月８日

横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（再ロ）第１号

沖縄県那覇市楚辺２―35―６　湧田ビル304（住民票上の住所　沖縄県沖縄市知花５丁目33番10号グレンアレグリラ404）

再生債務者　幸地　健

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年６月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年７月６日まで

平成30年６月８日

那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第２２号

さいたま市見沼区春岡２丁目32番地22ハイカムールＴＡＫＡＴＯ201

再生債務者　酒井　健彦

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年６月８日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成３０年（再ロ）第１０００４号

東京都江東区東砂３―19―19―602

再生債務者　伊藤　正年

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年６月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年６月７日

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再ロ）第１号

富山県高岡市中保1267番地１

再生債務者　甲斐　秀二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年６月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年６月８日　富山地方裁判所高岡支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１６年（再ロ）第７号

山形県西村山郡大江町大字本郷丙233番地

再生債務者　鈴木　靖代

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成16年７月16日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成30年６月７日　山形地方裁判所民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。

効力発生日は平成三十年八月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.imetal.co.jp

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年五月十五日

掲載頁　九十一頁（号外第一〇三号）

平成三十年六月十九日

茨城県土浦市北神立町四番二

（甲）株式会社アイメタルテクノロジー

代表取締役　水谷　春樹

岩手県奥州市前沢古城字姥沢一〇五番地一〇

（乙）東北三和金属株式会社

代表取締役　渡　亮

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年五月九日

掲載頁　二十九頁（号外第九十九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年四月二日

掲載頁　一六八頁（号外第七十四号）

平成三十年六月十九日

東京都千代田区岩本町二丁目四番一号

（甲）ピットクルー株式会社

代表取締役　山内　城治

東京都千代田区神田司町二丁目六番地

（乙）株式会社サイタスマネジメント

代表取締役　山内　城治

吸収分割公告

当社（乙）は、吸収分割により株式会社アプラス（甲、住所大阪市浪速区湊町一丁目二番三号）に対して当社の会員制トラベルプリペイドカードサービス事業に関する権利義務を承継させるにいたしました。

効力発生日は平成三十年八月一日であり、当社は会社法第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.aplus.co.jp

（乙）http://www.jtb.co.jp/

平成三十年六月十九日

東京都品川区東品川二丁目三番一一号

株式会社ＪＴＢ

代表取締役　髙橋　広行

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ＪＴＢ（乙、住所東京都品川区東品川二丁目三番一一号）の会員制トラベルプリペイドカードサービス事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.aplus.co.jp

（乙）http://www.jtb.co.jp/

平成三十年六月十九日

大阪市浪速区湊町一丁目二番三号

株式会社アプラス

代表取締役　渡部　晃

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む事業の全部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させるにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十年四月二日

掲載頁　一七〇頁（号外第七十四号）

平成三十年六月十九日

愛媛県四国中央市上分町一一八四番地一

（甲）株式会社ジェイ・ケイ・ディー

代表取締役　星川　幸久

愛媛県四国中央市上分町一一八四番地一

（乙）星高製紙株式会社

代表取締役　星川　幸久